

山県市消防団協力事業所表示制度に関するQ & A

平成27年9月

山県市消防本部

Q：どのような事業所が対象になりますか？

A：次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

- (1) 事業所の従業員が山県市消防団に1名以上入団している。
- (2) 消防団活動に対し積極的に配慮をしている。
- (3) 消防団に資機材を提供するなどの協力をしている。
- (4) その他消防団の活動に対し支援や協力などを積極的に行っている。

Q：「消防団の活動に配慮している。」とは具体的にどのような場合ですか？

A：就業時間中の災害出動を認めている、消防団活動に対し休暇を付与している、消防団活動に対し昇任や昇給で不利益に扱わないなどの取り組みをしている場合です。

Q：従業員はアルバイトも対象ですか？

A：アルバイト（非正社員）などの別は問いませんが、1年未満の短期雇用者は除きます。また、事業主や役員等も対象となります。

Q：支店や営業所としての申請はできますか？

A：支店や営業所が当市内にある場合、一つの事業所として申請することもできます。ただし、事業所全体（本店・本社等）で申請する場合、代表する事業所の所在する市町村（本店・本社等所在市町村）への申請となります。

また、当該市町村間の調整により、表示証に複数の市町村等の表示をすることもできます。

Q：会社以外でも申請することはできますか？

A：会社組織に限らず、その他の団体でも申請することができます。ただし、表示証を掲示する事務所を設けていることなどが必要となります。

Q：山県市と災害時の協定を結んでいますが、表示証を受けることができますか？

A：消防団に対する協力が審査要件となりますので、協定のみでは該当しない場合があります。協定内容や消防団への協力内容などを確認しますので、下記担当部署までご相談ください。

Q：表示証の有効期限はありますか？

A：有効期間は認定日から2年で、表示証の交付は初回のみとなります。更新は、当方から交付事業所へ協力内容の現状や表示継続のご意思などを確認させていただき、変更がなければ自動更新となります。

Q：認定・表示証の交付を受けるメリットはありますか？

A：認定を受けた事業所は、表示証の掲示に加え、市ホームページでの認定事業所の公表、表示マークの広告掲示・自社ホームページで公開するなど、地域社会へ貢献する事業所としてのPRやイメージアップを図ることができます。

また、岐阜県が行う「消防団協力事業所支援減税制度」に係る要件の一つでもあり、全国的に様々な取組みがなされています。

詳しくは、下記URLにて各ホームページをご参照ください。

○総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/syobodan/welcome/company/index.html>

○岐阜県：消防団について <http://www.pref.gifu.lg.jp/bosai-bohan/shobo/shobodan/profile.html>

○岐阜県：消防団協力事業所支援減税制度

<http://www.pref.gifu.lg.jp/bosai-bohan/shobo/shobodan/dansiengenzeiseido.html>

Q：申請はどこに行けばよいのでしょうか？

A：山県市消防本部消防課（下記参照）が申請窓口となりますので、お気軽にお問い合わせください。

【注意事項】

※ 当市が行う本表示制度と岐阜県が行う「消防団協力事業所支援減税制度」とは、認定・審査等の基準が異なります。当市において本表示制度の認定を受けていても、岐阜県の当該減税制度では要件を満たさないことがありますので、その旨ご了承ください。

○本表示制度に関するお問い合わせ

〒501-2113 岐阜県山県市高木1291番地1

山県市消防本部消防課 TEL 0581-22-5121 FAX 0581-23-0154

○消防団協力事業所支援減税制度に関するお問い合わせ

岐阜県庁 岐阜県危機管理部消防課 TEL 058-272-1122・1133 FAX 058-278-2549